

(裏面)

上白水地区自治会規約(抜粋)

※ 会長選出に関する条文のみを記載しています。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる分野における事業を実施する。

- (1) 会員相互の交流を促進する事業
- (2) 市、関係機関、学校及び自治会内外の諸団体との連携を図るための事業
- (3) 防犯、防災、安全及びその他の安心な生活環境に関する事業
- (4) 青少年の健全な育成に関する事業
- (5) 高齢者、障害者及びその他の地域福祉に関する事業
- (6) ごみ問題、リサイクル及びその他の環境に関する事業
- (7) 生涯学習に関する事業
- (8) その他自治会の目的を達成するために必要と思われる事業

(役員)

第7条 自治会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人

(役員等の選出)

第8条 前条の役員及び相談役は、次の各号に規定により選任する。

- (1) 会長は、第20条に規定する会長選考委員会が会員の中から推薦し、総会において、会長選考委員会会長が報告する。

(役員 の職務)

第9条 会長は自治会を統括し、自治会を代表する。

(役員 の任期)

第10条 役員 の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、会長については、引き続き2期4年を超えることはできない。

(会長選考委員会)

第20条 任期満了に伴う次期会長選出のため、会長選考委員会を設置し、次の各号に掲げる者10人以内をもって構成する。

- (1) 老人会(白水会)、財産組合、民生委員、保護司の各代表者 1人
(平成31年4月14日総会可決後追加、施行)
- (2) その他会長が必要と認める者 若干名